

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年8月1日より
(個室)

負担限度額区分	施設サービス費 I (1日)	サービス提供体制強化加算 (I) (1日)	看護体制加算 (I)イ (1日)	看護体制加算 (II)イ (1日)	夜勤職員配置加算 (I)イ (1日)	合計 介護保険 一部負担金	居住費 (1日)	食費 (1日)	合計 (1日)	合計 (30日)			
						(1日)				(一ヶ月)			
要介護1	第1段階	589	22	6	13	22	652	380	300	1,332	39,960		
	第2段階									480	390	1,522	45,660
	第3段階①									880	650	2,182	65,460
	第3段階②									880	1,360	2,892	86,760
	第4段階									1,291	1,700	3,643	109,290
要介護2	第1段階	659	22	6	13	22	722	380	300	1,402	42,060		
	第2段階									480	390	1,592	47,760
	第3段階①									880	650	2,252	67,560
	第3段階②									880	1,360	2,962	88,860
	第4段階									1,291	1,700	3,713	111,390
要介護3	第1段階	732	22	6	13	22	795	380	300	1,475	44,250		
	第2段階									480	390	1,665	49,950
	第3段階①									880	650	2,325	69,750
	第3段階②									880	1,360	3,035	91,050
	第4段階									1,291	1,700	3,786	113,580
要介護4	第1段階	802	22	6	13	22	865	380	300	1,545	46,350		
	第2段階									480	390	1,735	52,050
	第3段階①									880	650	2,395	71,850
	第3段階②									880	1,360	3,105	93,150
	第4段階									1,291	1,700	3,856	115,680
要介護5	第1段階	871	22	6	13	22	934	380	300	1,614	48,420		
	第2段階									480	390	1,804	54,120
	第3段階①									880	650	2,464	73,920
	第3段階②									880	1,360	3,174	95,220
	第4段階									1,291	1,700	3,925	117,750

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。
要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)
- ◎療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎栄養ケア・マネジメントの実施
- ◎安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和6年8月1日より

(個室) 第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	589	22	6	13	22	652	1,291	1,700	3,643	109,290
	2割負担	1,178	44	12	26	44	1,304	1,291	1,700	4,295	128,850
	3割負担	1,767	66	18	39	66	1,956	1,291	1,700	4,947	148,410
要介護2	1割負担	659	22	6	13	22	722	1,291	1,700	3,713	111,390
	2割負担	1,318	44	12	26	44	1,444	1,291	1,700	4,435	133,050
	3割負担	1,977	66	18	39	66	2,166	1,291	1,700	5,157	154,710
要介護3	1割負担	732	22	6	13	22	795	1,291	1,700	3,786	113,580
	2割負担	1,464	44	12	26	44	1,590	1,291	1,700	4,581	137,430
	3割負担	2,196	66	18	39	66	2,385	1,291	1,700	5,376	161,280
要介護4	1割負担	802	22	6	13	22	865	1,291	1,700	3,856	115,680
	2割負担	1,604	44	12	26	44	1,730	1,291	1,700	4,721	141,630
	3割負担	2,406	66	18	39	66	2,595	1,291	1,700	5,586	167,580
要介護5	1割負担	871	22	6	13	22	934	1,291	1,700	3,925	117,750
	2割負担	1,742	44	12	26	44	1,868	1,291	1,700	4,859	145,770
	3割負担	2,613	66	18	39	66	2,802	1,291	1,700	5,793	173,790

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆	
◎	介護職員等処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、14.0%が加算されます。 要介護5の場合：934単位×30日(利用日数)×14.0%=3,923円/月(単数は四捨五入)
◎	療養食加算・・・療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
◎	栄養ケア・マネジメントの実施
◎	安全対策体制加算・・・入所初日に限り20単位が加算されます。
◎	看取り介護加算 (I)・・・死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。 死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。 死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。 死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方